

事 務 連 絡
平成 2 1 年 2 月 2 4 日

各都道府県定額給付金担当部長
各指定都市定額給付金担当局長
殿

総務省自治行政局定額給付金室長

世帯主以外の者による定額給付金の申請・受給の代理について

標記の件について、別紙のとおりといたしますので、よろしく願いいたします。

都道府県におかれましては、管内の市町村（指定都市を除く。）に対しても速やかにその趣旨をご連絡いただくようお願い申し上げます。

なお、本通知は地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 5 条の 4（技術的な助言）に基づくものです。

また、外国人登録原票に登録されている者に係る定額給付金の申請・受給の代理についても本通知における日本人についての扱いに準じた取扱いとされますようお願いいたします。

世帯主以外の者による定額給付金の申請・受給の代理について

平成21年2月24日

今回の定額給付金は、①「家計への緊急支援」という趣旨、②給付事務の簡素化という観点から、世帯主を申請・受給者として給付を行うこととしている。

ただし、世帯主本人による申請・受給が困難であるケースも想定されるため、他者によるなりすましなどの不適正な行為が発生するおそれなども考慮した上で、世帯主本人以外の者による申請や受給について、次のとおりとする。

- (1) 「家計への緊急支援」という定額給付金の趣旨と受給者の利便を考慮し、世帯主以外の世帯構成者が申請し、世帯主本人又は世帯主以外の世帯構成者の口座への振込※により受給することはできるものとする。

この場合、本人申請の場合も含め、世帯主本人又は世帯主以外の世帯構成者個人名義の口座への振込であれば、他者になりすましで受給する可能性は非常に低いことから、原則として、世帯主本人又は世帯主以外の世帯構成者による適正な申請とみなして差し支えないものとする。

(例①) 夫（世帯主。以下同じ。）、妻、子の3人世帯で、夫が申請書の申請者欄に夫の氏名を記入し、かつ、振込先口座として夫名義の口座を指定するケース。【本人申請・本人受給】

(例②) 夫、妻、子の3人世帯で、夫が申請書の申請者欄に夫の氏名を記入し、かつ、振込先口座として妻名義の口座を指定するケース。【本人申請・代理受給】

(例③) 夫、妻、子の3人世帯で、妻が代理人として申請書の申請者欄に氏名を記入し、かつ、振込先口座として夫名義の口座を指定するケース。【代理申請・本人受給】

(例④) 夫、妻、子の3人世帯で、妻が代理人として申請書の申請者欄に氏名を記入し、かつ、振込先口座として妻名義の口座を指定するケース。【代理申請・代理受給】

	世帯主本人名義による申請	世帯主以外の世帯構成者名義による申請
振込先口座として世帯主本人の口座を指定	本人申請・本人受給 (例①)	代理申請・本人受給 (例③)
振込先口座として世帯主以外の世帯構成者の口座を指定	本人申請・代理受給 (例②)	代理申請・代理受給 (例④)

※ 世帯主本人又は世帯主以外の世帯構成者個人名義の口座でない場合であっても、他の情報も含めた十分な確認により世帯主本人又は世帯主以外の世帯構成者宛ての振込であると認められる場合には、世帯主本人又は世帯主以外の世帯構成者への給付として扱って差し支えない。

- (2) 世帯主以外の世帯構成者が申請し、窓口で現金給付を受ける場合についても、(1)と同様にできるものとする。

ただし、現金給付の場合には、世帯主本人による申請の場合も含め、なりすましを防ぐ観点から、振込の場合に比べて、申請者の本人確認をより確実にを行う必要がある。

(例①) 夫、妻、子の3人世帯で、夫が申請書の申請者欄に夫の氏名を記入し、かつ、妻が窓口

で現金を受給するケース。【本人申請・代理受給】

(例②) 夫、妻、子の3人世帯で、妻が代理人として申請書の申請者欄に氏名を記入し、かつ、妻が窓口で現金を受給するケース。【代理申請・代理受給】

(3) (申請者名義が世帯主本人であるか世帯外の者であるかにかかわらず、) 振込先口座として世帯外の者名義の口座を指定した場合又は世帯外の者が窓口で現金給付を受ける場合には、それを広く認めることとすると、他者のなりすましによる受給が生じたり、市町村において確認の手間が多くかかるおそれがあることから、原則として次のような事案に限ることとする。この場合においては、申請者が申請受給者の代理であること及び代理人本人であることの確認を確実に行う必要がある。

(a) 親権者、成年後見人等の法定代理人による法定代理

(例) 世帯主に成年後見人が選定されている場合には、当該成年後見人が代理人として申請書の申請者欄に氏名を記入し、かつ、振込先口座として成年後見人名義の口座を指定する【代理申請・代理受給】

(b) 世帯主本人による申請・受給が困難な場合で、かつ、代理が世帯主本人のためであると認められる場合の任意代理

① 単身世帯で寝たきりの者や認知症の者など

→ 民生委員、自治会長、親類の者その他平素から世帯主本人の身の回りの世話をしている者について、当該者による代理申請・受給が適当であると市町村長が特に認める場合には、当該者による代理が可能。

この場合、市町村長は、本人と代理人との関係を説明する書類や、民生委員であることを証する書類の提示・写しの添付を求めたり、個別に委嘱状を交付するなどして、当該代理が、これらの者が寝たきりの者や認知症の者などのためになすものであることを確認することとする（当該確認ができなかった場合には、定額給付金給付事業費補助金交付要綱別紙「第3-1 申請及び給付の方法」中の「十分な本人確認」が行われなかったこととし、給付決定は行わないこと（②及び③についても同様。）。）。

② 単身世帯で、老人福祉施設、児童養護施設・乳児院等及び知的・精神障害者施設に入所している者

→ 施設の職員による代理が可能。

この場合、口頭で質問したり、個別に委嘱状を交付するなどして、当該代理が、施設の職員が施設入所者のためになすものであることを確認することとする。

③ 里親制度を利用している里子で、里親の住所地に単身世帯として住民登録されている者

→ 里親による代理が可能。

この場合、市町村長は、里親であることを証する書類として措置決定通知書の提示等を求めるなどして、当該代理が、里親が里子のためになすものであることを確認することとする。